

第36回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年6月23日(火) 午後1時30分～午後2時10分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(14名)

1	山本伸男	2	山本弥須弘	3	篠崎英明	4	松浦栄
5	中本誉	6	兵頭正男	7	那須健一	8	山田耕二
9	清家壽秋	10	山下展輝	11	浅野剛志	12	毛利久志
13	兵頭知幸	14	谷口雄記				

4. 欠席委員(0名)

--	--	--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第132号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第133号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第134号 非農地証明願について

日程第5 議案第135号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について

日程第6 議案第136号 令和8年秋季農業機械利用料金の設定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	次長	葛本八千代	主事	水代康成
----	------	----	-------	----	------

7. 会議の概要

事 務 局	(司会進行)
会 長	(会長挨拶)
事 務 局	(司会進行)
議 長	ただいまの出席委員は14名であります。 善家推進委員より欠席の連絡を受けております。 定数に達しておりますので、これより第36回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議 長	これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。 各委員のご協力をお願いします。
議 長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に 4番 まつうら さかえ 松浦 栄 委員 5番 なかもと たかし 中本 誉 委員、 以上の両委員を指名いたします。 よろしくお願いします。
議 長	続いて日程第2 議案第132号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、 しのざきひであき 篠崎英明委員より説明願います。
篠 崎 委 員	議席番号3番 篠崎です。 議案第132号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第132号 順位1番 説明】
篠 崎 委 員	6月18日に譲受人、橋本推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第132号 順位1番 説明】
篠 崎 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今、篠崎委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第132号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番

	は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 3 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、 順位 1 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 2 番について、中本 ^{なかもと} 誉 ^{たかし} 委員より説明願います。
中 本 委 員	議席番号 5 番 中本です。 議案第 1 3 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番 について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 3 2 号 順位 2 番 説明】
中 本 委 員	6 月 1 8 日に譲受人、毛利推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を 行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 3 2 号 順位 2 番 説明】
中 本 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、中本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
芝 委 員	はい。
議 長	芝推進委員。
芝 委 員	推進委員の芝ですが、この方住所が宇和島市ですが農地はすべて鬼北町内 にあるんですか。
議 長	事務局。
事 務 局	はい。〇〇さんの所有されている農地はすべて鬼北町にありまして、今回 申請されている出目の近隣の農地を〇〇さんが耕作管理されている状況で あります。以上です。
議 長	よろしいですか。
芝 委 員	はい。
議 長	他にございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 3 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番 は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。

各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 3 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、 順位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 3 番について、中本 誉 委員より説明願います。 なかもとたかし
中 本 委 員	議席番号 5 番 中本です。 議案第 1 3 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番 について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 3 2 号 順位 3 番 説明】
中 本 委 員	6 月 1 8 日に譲受人、毛利推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を 行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 3 2 号 順位 3 番 説明】
中 本 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、中本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 3 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番 は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 3 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、 順位 3 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である兵 頭 知幸委員に交代します。 ひょうどうともゆき
	(議長交代)
議 長 (兵 頭 委 員)	議長を交代いたしました。
議 長 (兵 頭 委 員)	続いて日程第 3 議案第 1 3 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可 申請について」を議題といたします。
議 長 (兵 頭 委 員)	順位 1 番について、谷 口 雄記委員より説明願います。 たにぐちゆうき

谷口委員	議席番号14番 谷口です。 議案第133号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第133号 順位1番 説明】
谷口委員	6月18日に、譲渡人、譲受人、田中推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第133号 順位1番 説明】
谷口委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくをお願いします。
議長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (兵頭委員)	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第133号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第133号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長交代)
議長	議長を交代いたしました。
議長	続いて日程第4 議案第134号「非農地証明願について」を議題といたします。
議長	順位1番について、那須健一 なすけんいち 委員より説明願います。
那須委員	議席番号7番 那須です。 議案第134号「非農地証明願について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第134号 順位1番 説明】
那須委員	6月18日に申請人代理人、山本農業委員、芝推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。

	【調査書に基づき、議案第 1 3 4 号 順位 1 番 説明】
那 須 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	ただ今、那須委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 3 4 号「非農地証明願について」、順位 1 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 3 4 号「非農地証明願について」、順位 1 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 2 番について、 ^{まつうらさかえ} 松浦 栄 委員より説明願います。
松 浦 委 員	議席番号 4 番 松浦です。 議案第 1 3 4 号「非農地証明願について」、順位 2 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 3 4 号 順位 2 番 説明】
松 浦 委 員	6 月 1 8 日に山本農業委員、杉本推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 3 4 号 順位 2 番 説明】
松 浦 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	ただ今、松浦委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 3 4 号「非農地証明願について」、順位 2 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 3 4 号「非農地証明願について」、順位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて日程第 5 議案第 1 3 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意

	見聴取について」を議題といたします。 事務局より説明願います。順位 3 番から 2 2 番までを一括審議し、順位 1 番から 2 番については該当委員退席後に審議します。
議 長	なかもとたかし 中本 誉 委員は退席願います。
	(中本誉委員 退席)
議 長	それでは順位 1 番から 2 番について事務局より説明願います。
事 務 局	ご説明いたします。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第 1 3 5 号順位 1 番から 2 番まで説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、順位 1 番から 2 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 3 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位 1 番から 2 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 3 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位 1 番から 2 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	なかもとたかし 事務局は中本 誉 委員を呼んできてください。
	(中本誉委員 着席)
議 長	それでは順位 3 番から 2 2 番について事務局より説明願います。
	【議案書に基づき、議案第 1 3 5 号 順位 3 番から 2 2 番まで 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、順位 3 番から 2 2 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
芝 委 員	はい。

議 長	芝推進委員。
芝 委 員	ここに書いてある、賃貸権と使用貸借権はどう違うんですか。
議 長	事務局。
事 務 局	はい。使用貸借権は無償での契約になります。賃借権がお米であったり現金であったり、使用代を払うものになります。
議 長	芝推進委員よろしいですか。
芝 委 員	はい。
議 長	他にございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 3 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位 3 番から 2 2 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 3 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位 3 番から 2 2 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	続いて日程第 6 議案第 1 3 6 号「令和 8 年秋季農業機械利用料金の設定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 1 3 6 号「令和 8 年秋季農業機械利用料金の設定について」を説明します。
	【議案書に基づき、議案第 1 3 6 号 説明】
事 務 局	以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
清 家 委 員	はい。
議 長	清家農業委員。
清 家 委 員	9 番清家ですが、質問に該当するかわかりませんが、この表を見てコンバインの利用料金が令和 6 年だけ令和 7 年より高いです。これはなんか理由があったんですか。

議 長	事務局。
事 務 局	はい。令和6年度の細かい根拠資料が手元にないんですけども、今回ご提出させていただいています令和8年度の算定のやり方と何も変えたところはありません。機械が高くなった、また、油脂類が上がったというような積み上げで全体的な平均額を作っておりますので、細かくどこが上がったのかは分かりませんが、考え方としては同じ算定方法ですのでご理解をお願いいたします。
議 長	よろしいですか。
清 家 委 員	はい。
議 長	他にございませんか。
山 本 委 員	はい。
議 長	山本農業委員。
山 本 委 員	議席番号2番山本です。今ほどコンバインのお話がありましたけども、この21,000円～34,000円。右の方に①、②、③で平均値から算出して、そうなったんでしょうけど、幅がですね60%ぐらい上がっているんですよ。他の10%～20%やったら分かるんですが、ちょっと中身が分かりませんが、60%も極端に上がっているのには理由があるのですか。
議 長	事務局。
事 務 局	今回の上限額34,000円というのは、4条刈りキャビンなしを経営面積の小さい農家を利用した場合の算出経費をベースに端数を整理して設定している経費であります。実際は農家さんの経営面積に応じて段階的に設定されますので、面積が大きくなるほど10aあたりの単価は下がる仕組みとなっており、最低が21,000円。
山 本 委 員	キャビンやらは高価な機械ですよ、21,000円～34,000円の幅がありますよね、幅が1.5、1.6倍の幅になっているんだけど、なんでこの幅なのかこれを聞きたいんですよ。
事 務 局	今言ったように農家さんによって経営面積50aの農家さんが利用した場合、33,568円、端数処理して34,000円。一番低いのが5haあたり利用されるときに21,000円。農家さんによって使われる面積が違いますので、この幅になります。
山 本 委 員	分かりました。過去の幅だと7,000円～8,000円なんですけど、今回は13,000円の幅なので何か特別な理由があるのかと思いました。
事 務 局	コンバインの平均価格が11,590,000円で前年よりも高くなっているのが原因で、あとは前回の計算の算定式の中で減価償却費を求める計算式があるのですが、その式が残存価格を求める計算式だったのですが、今は耐用年数で割るのが減価償却費の求め方になっています。

山 本 委 員	減価償却費の算出の仕方というのは定額法と定率法がありますよね。例えば農業機械であれば一般的に耐用年数6年ですよね。
事 務 局	コンバインについては今回7年で計算しています。
山 本 委 員	7年であっても残存価格1円を残して償却できるような計算になっていますよね。もういいです。
議 長	山本さんが言いたいのは要するに21,000円～34,000円の幅が10,000円以上あるという意味ですよね。
山 本 委 員	過去の幅は分かるんです。今回の幅は10,000円以上と膨れ上がっています。計算上は先ほどお話聞きよったら、キャビン付きの計算式でキャビン付きのトラクターが結構増えているので、そこを理解に苦しむというか。
議 長	言われることはわかるんですよ。要するに機械をこの幅で例えばキャビンじゃなくてこの40馬力なら40馬力で3条刈りなら3条刈りで計算していけばいいけど、今回機種が変わってキャビンになると、10,000,000円近くする。当然、僕らの農機具買うにしても6,000,000円ぐらいする中でそういったところも考え合わせると最高値がこれぐらいしてもおかしくないのかなと思うんですよ。要するに比べる根拠を聞かれたら当然言われるように、
山 本 委 員	大元を見ると、平均値から試算を始めていますよね。右に書いています。平均値から抽出するのであれば平均値近くの数値が出てくると思うんです。
議 長	ご理解していただきたいのは計算の仕方自体は今までと変わりなくて、そういう金額が出てきたと理解してもらって。
山 本 委 員	はい、分かりました。
議 長	他にございませんか。
清 家 委 員	はい。
議 長	清家委員。
清 家 委 員	はい。この白い紙のコンバインを見てたら例えば、27馬力程度、〇〇さんと〇〇さんはだいたい1,000,000円ぐらいの差なんですよ。これがグレードが一緒だったらこんなに差が開かない気がして、今回はこれでいいと思うんですけど、次回からはできるだけメーカーさんのグレードを揃えないと語弊が生まれるのではないかという懸念がありまして、どうなのかなという意見です。
議 長	次回からについてはその点も検討させていただきます。
議 長	他にございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。

	議案第 1 3 6 号「令和 8 年秋季農業機械利用料金の設定について」、原案のとおり設定することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 3 6 号「令和 8 年秋季農業機械利用料金の設定について」、原案のとおり設定することといたします。
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第 3 6 回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	4 番
	5 番